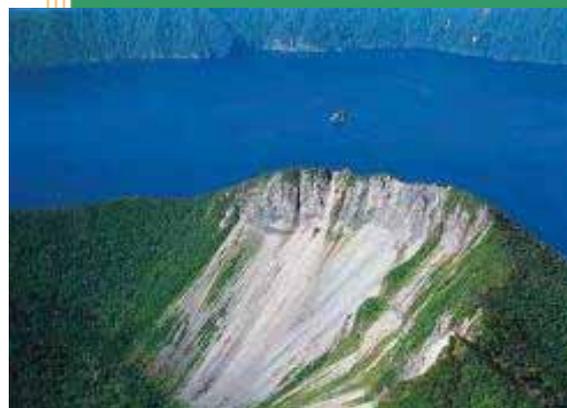


釧路総合振興局管内における
「地域の良好な景観資源」
「主要な展望地」



「美しい景観のくに、北海道」をめざして

景観法に基づく行為の届出等の参考とするため釧路総合振興局管内における「地域の良好な資源」及び「主要な展望地」をまとめました。

(釧路市は景観行政団体のため当該リストの対象外としています。)



「良好な景観」は、単なる表層の美しさだけではなく、そこでしか味わえない感動や安らぎをあたえてくれます。地域らしさを尊重しながら「良好な景観」をかけがえない道民共有の財産として守り、みんなで魅力ある地域をつくっていきましょう。



※【地域の良好な景観資源】とは

山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等のうち、良好な景観を形成する上で重要な役割を果たすものとして、景勝地の主要な見どころや地域のシンボルとして紹介され、地域で認められているもののこと。

良好な景観を形成する重要な役割を果たしているものには、自然的なものでは地域のランドマークとなる山並み、整然と耕作された農地など、また、人工的なものでは文化財、産業遺産、寺社仏閣、史跡、歴史的建造物及び各種表彰を受けた建築物などがある。

(「北海道景観形成ビジョン:平成21年3月」より)